

Title	代の制と班田収授制
Sub Title	The interrelation between the system of Shiro (代) and the system of Handen-Shuju (班田収授)
Author	村山, 光一 (Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.4 (1980. 3) ,p.1(279)- 30(308)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19800300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

代の制と班田収授制

村山光一

はじめに

私がこのような題名を掲げたのは、要するに、浄御原令の班田収授制の一端をかいまみたい、と思ったからである。浄御原令の班田収授制の研究といえは、まず虎尾俊哉氏の業績をあげなければならないが、⁽¹⁾氏の大宝二年西海道戸籍⁽¹⁾浄御原令依拠説、および浄御原令の田積法⁽²⁾町段歩制説については、すでに各方面から疑問が提示されており、氏の研究によって浄御原令の班田収授制の実態が解明された、とするわけにはゆかない。

ところで私は、『日本書紀』持統六年九月辛丑条の「遣⁽²⁾班田大夫等於四畿内⁽³⁾」という記事に、班田収授制とは別箇の解釈を加えたり、またはその信憑性を疑ったりする説には同調できず、かえって、この記事を浄御原令における班田収授制成立の傍証とみる通説に従うものであるが、ではその班田収授制とはどのようなものであったか、という点になると、なんら定見を持ちあわせていないのである。

しかし、今日班田収授制⁽⁴⁾の成立を論ずる場合、浄御原令の班田収授制の研究が不可欠なものであることは、改めていまでもないことであり、したがって、私なりに一つの見通を持っておきたい、という念願は以前から抱いていた。本稿はこのような問題関心に基づいて、先学の諸業績を参考にしつつ、浄御原令の班田収授制について、できるだけ整合的な形にまとめてみようと試みたもので、いわば私自身の覚え書といふべきものである。

本稿では、浄御原令の班田収授制についての考察を、まず虎尾氏の所説のうち、つぎの四点について再検討を行なうことから始めたい。第一は、大宝二年の西海道戸籍は、庚寅年籍（六九〇）・持統十年（六九六）籍に続く浄御原令による定期の造籍、とみなし得るかどうかという問題であり、第二は、浄御原令の田積法は町段歩制であった、といえるかどうかという問題であり、第三は、豊前・豊後二国の男・女・奴・婢の基準受田額の比率は九対六対三対二、筑前国のそれは正確にいうと一〇対七対三対二であるが、この二方式の相違はこれを同一に処理して支障はない、といえるかどうかという問題であり、第四は、西海道戸籍では一歳以上が受田資格者とされ、大宝令の「五年以下不給」の規定と原理的に異なつた取扱いを受けているが、これは浄御原令に拠つたもの、と解し得るかどうかという問題である。

第一の、西海道戸籍は浄御原令による定期の造籍とする点については、すでに田中卓氏をはじめなんんかの学者が批判を加えているが、私はその中で特に岸俊男・南部昇両氏の所説に注目したい。まず岸氏の批判からみてゆくと、氏は豊前国仲津郡丁里戸籍記載の干支に因んだ人名を調べ、その結果、大宝二年は寅年であるのに寅年に因んだ名を有する者は二歳の者に多く、一歳の者には次の卯年に因んだ名が多い、という事実を発見した。そこで氏は、丁里では大宝三年生れの者まで記載されているとすると、その戸籍が完成したのは早くて大宝三年末、場合によると大宝四年もかなりの日時を経過した時であるかもしれないとし、もしそうだとすれば、そのような時点においてもなお受田積の算定に浄御原田令の規定が適用されたと考えられるであろうか、と論じ、西海道戸籍は大宝令に依拠したものであることを主張された。⁽⁶⁾

また、南部氏は『続日本紀』宝龜十年六月辛亥条の「自庚午年⁽⁵⁾至大宝二年四比之籍」という記事の「四比之籍」が、従来庚午年籍・庚寅年籍・持統十年籍・大宝二年籍と考えられていたのに対し、持統十年籍は存在せず、庚寅年籍のつぎは「持統九年籍」であった、という新説を提唱されたが、その論拠は、

(1) 庚寅年籍のつぎの造籍がなされるための起点は持統四年（庚寅年）冬ではなく、その前年、つまり『日本書紀』に「今冬、戸籍可_レ造」という造籍命令の_レだされた持統三年（己丑年）冬に置くべきである。

(2) 『続日本後紀』承和六年八月戊寅条に、加賀国人正六位上百濟公豊貞の祖先が乙未年（持統九年）に、この地方で戸籍に編附されたことを明示する記事がある。

(3) 岸俊男氏は古代戸籍における干支に因んだ人名の調査をもとに、通説である持統十年籍説を強く支持しているが、同じ方法に基づいて考察された持統九年籍説は、岸氏の研究成果と矛盾するものではなく、むしろその研究成果を強化する要素さえ有する。

というものであった。⁽⁷⁾このように持統九年に造籍が行なわれたとすると、浄御原令に基づいた三回目の造籍は大宝元年の暮に開始されるべきであったが、実際には翌大宝二年の暮から始まっている。ここで造籍が一年延期されたわけであるが、この間の事情について南部氏は、

大宝元年中は大宝律令の撰修やその講習が着々と行なわれ、それが天下諸国に頒下されたのは翌二年の十月という事情があったので、朝廷主脳部は大宝元年に廃止寸前の浄御原令に基づいた造籍を行なうことを中止し、一年後の大宝二年冬十一月を期して新令に基づいた造籍を開始しようと決定したのではないかと思われるのである。⁽⁸⁾と推定し、大宝二年戸籍_{||}大宝令依拠説を積極的に打ち出された。

一方、虎尾氏は右の岸氏説に対して、岸氏の発見した新しい事実——なんらかの理由で丁里の造籍がまる一年遅れたこと——についてはこれを承認するとともに、かえって、このまる一年遅れの戸籍が依然として「大宝二年籍」と称されているのは、大宝二年が浄御原令による定期の造籍年にあたっていたために、あくまで大宝二年十一月のこととして擬制されたのである、という論法で反批判を加えられた。⁽⁹⁾しかし、この虎尾氏の反論は必ずしも岸氏説を克服し得たとは思えないし、それよりも南部氏の新研究を参照するならば、持統十年籍なるものは認められないわけであるから、大宝二年籍をも

って持統十年籍につづく浄御原令の定期的な造籍、とする虎尾氏説の前提自体の成立が危ぶまれるようになってきている、といつてよいであろう。

このようにみても、岸・南部両氏の虎尾氏説批判はかなり強力なものであることが知られる。私もまたこの両氏の驥尾に付して、大宝二年の西海道戸籍は大宝令に依拠したもの、という立場をとりたいと思う。

つぎに第二の、浄御原令の田積法は町段歩制である、とする虎尾氏説の検討に移ろう。この点についての虎尾氏説批判としては、吉田孝・宮原武夫両氏の町代制説と岸俊男・水野柳太郎両氏の代制説が重要である。そこで町代制説からみてゆくが、吉田・宮原両氏の論旨はほぼ同じであるので、ここでは吉田氏の所説を要約しておく。

(1) 田令集解田長条古記の引く慶雲三年九月十日格に、

准_レ令、田租一段。租_二稻_一二束_一 以_三方五尺_一為_レ歩
歩之内得_二米一升_一 一町租_二稻_一廿二束。令前租法、熟田百代。租_二稻_一三束 以_三方六尺_一為_レ歩
歩之内得_二米一升_一 一町租

稻一十五束……

とあるが、この格によれば、田租賦課の単位が「令」制では「一段—一町」であるのに対し、「令前」制では「百代—一町」と記されている。したがって、令前の田積法は「町代」制であったと思われるが、この令前とは大宝令前のことであろうから、「町代」制は浄御原令の田積法を示すものである。

(2) 虎尾氏が推論したように、浄御原令の施行を境に田積表示が「代」から「町」に変化しているが、浄御原令施行期においては「町」以下の単位は不明であり、「代」であった可能性を残している。

(3) 天平七年の「讃岐国弘福寺領田図」には「町代」制の表示がみられるが、この場合、「町代」制によっているのは田のみで、畠は「代」制で記されている。したがって浄御原令で「町代」制が施行されたのは、水田（および藤原京の宅地）についてであったと思われる。

吉田氏はこのような論拠によって、浄御原令の田積法は町段歩制以前の段階で、高麗尺六尺_二一歩_一、五歩_二一_一代、五百

代Ⅱ一町という町代制であった、と主張されたわけである。

これに対して岸・水野両氏の所説は、浄御原令の田積法は町段歩制以前の「代」の制であった、とする点では吉田・宮原両氏の見解と同じであるが、「代」以外に「町」の存在を認めないところに独自のものがみられる。なお、岸氏と水野氏との間には、代の地割の基本単位に関して若干意見の相異がみられるが、⁽¹²⁾ここでは最初に代制説を提唱された岸氏の所説を要約して述べておくことにする。

(1) 壬申の乱当時には存在していた、大和の南北縦貫道としての上・中・下三道相互の間隔は高麗尺で六〇〇〇尺であり、これは令大尺Ⅱ高麗尺の五尺を一步とする三〇〇歩Ⅱ一里(雑令度地五尺為歩条)の算定に従えば四里に相当する。ただ「四里」という場合、何故「四」という数値が選ばれたかを改めて説明する必要があるが、今これを高麗尺六尺Ⅱ一步の度地法(それは代制に対応する)によって歩数に直すと、一〇〇〇歩という完数が得られ、特にその説明の必要はなくなる。一方、持統三年八月丙申条および同五年十月庚戌条には、共に一千歩という距離を示す用語が用いられており、距離としての一千歩という完数が当時慣用されていたことが知られる。三道相互の間隔一〇〇〇歩もそうした慣例に従ったものと考えられる。

(2) 最近、各地の遺跡から出土する木簡はほとんど代制によるものであるが、特に浄御原令施行期間中のものである可能性が濃い、藤原宮跡出土の、

(表) 「鴨□□傳申四百代得次三百代中」

(裏) 「百代得次五百代中二百代得□□百代」

という木簡、および出雲国庁跡出土の、

□□二百代

という木簡はいずれも代制によっている。したがって、このような直接史料による限り、浄御原令下ではなお代制が行

なわれていた公算が大である。また、右の藤原宮跡出土木簡に「五百代」と記されているところをみれば、町代制の存在は疑わしい。

(3) 大宝二年戸籍、『続日本紀』などには、千代・五百代・百代・五十代というように地積と関係のある人名がみられる。なかでも千代・五百代という人名は浄御原令制下の生まれの者に多い。この事実は、浄御原令ではまだ代制が行なわれていたことを示している。

(4) 天平七年の「讃岐国山田郡田図」は代制の根強い遺制を示すものであるが、(2)の事実を考慮にいれるならば、田についての町―束代の表記から、ただちに浄御原令における町―代制の存在を推論することは難かしい。

(5) 慶雲三年九月格は「熟田百代租稻三束、……一町租稻一十五束」と記しているが、これは虎尾俊哉氏も指摘しているように、⁽¹³⁾ 令と令前の租法を町という同一面積で比較するために用いたものであるとも解し得る。

(6) 『日本書紀』では浄御原令施行の持統四年以後、頃(代)から町への際立った変化がみられはするが、それ以前には頃・町が混在しており、また「評」↓「郡」の変化がありながら『書紀』はすべて編修時に郡字に統一している事例もあり、右の事実も町―代制存在の極め手とはならない。

岸氏はこのようにいろいろな論拠をあげて、浄御原令の田積法は代制であったことを強調されたわけである。

以上、浄御原令の田積法Ⅱ町段歩制説に対する吉田・岸両氏の批判を紹介したが、なканずく、浄御原令制下のものと推定される木簡の田積記載がすべて代制によっているという事実、および大和の古道である上・中・下三道相互の間隔が高麗尺六尺Ⅱ一步の度地法(代制に対応する)で丁度一〇〇〇歩になるように設計されている事実を明らかにした岸氏の所説は、極めて説得力に富んでいると思う。私見によれば、この岸氏説の発表によって、浄御原令の田積法は町段歩制ではなく、「代」の制であったことはほぼ確実になった、⁽¹⁴⁾ といって差し支えないと思う。

それでは、浄御原令の田積法は町代制であったのであろうか。それとも代制であったのであろうか。既述の藤原宮跡出

土の木簡や、

〔十六尻今遺定五百廿三尻〕

という高槻市上田部遺跡出土の木簡⁽¹⁴⁾などの直接史料による限り、代制説の方に分があるといえるが、岸氏説の(4)・(5)・(6)は町代制説からの反論も可能であり、特に『日本書紀』が浄御原令の施行を境として、頃(代)から町へ際立った変化をみせている事実は注目に値するものがあり、これを無視して町代制の存在を否定することには、やはり問題が残るように思われる。そこで本稿では、現在知られている直接史料が代制によっている事実を重視し、浄御原令の田積法は代制であった、とする岸・水野両氏の説に従うこととし、ただ、町代制の存在については、なおその可能性は残されている、というふう⁽¹⁵⁾に考えておきたい。

二

虎尾氏説の第三の問題点は、豊前・豊後二国の男・女・奴・婢の基準受田額の九対六対三対二という比率と、筑前国のそれの一〇対七対三対二という比率の相違を同一に処理して支障はない、といえるかどうかという問題である。右の事実を発見した虎尾氏自身は、この受田額比率の相違をさほど問題にされなかったが、これをはじめて重視し、正面から取り上げられたのは田中卓氏である。氏は右の基準受田額比率の二方式の存在について、つぎのような解釈を示された。⁽¹⁶⁾

(1) 同じ北九州の筑前国と豊前・豊後両国との間において、男・女・奴・婢の班田額比率に、(A) $\frac{10}{10} \cdot \frac{7}{10} \cdot \frac{3}{10} \cdot \frac{2}{10}$ と、(B) $\frac{9}{9} \cdot \frac{6}{9} \cdot \frac{3}{9} \cdot \frac{2}{9}$ という(A)・(B)二方式の相違があり、これを同一に処理することはできない。

(2) かような口分田班給比率という重要規定に関し、少くとも二種類の方式の併存を許容することは、大宝令・浄御原令ともに条文の上には、おそらく認めがたい。

(3) しかるに、事実上、かかる二方式が戸籍の上に認められるとすれば、これは条文にいう「郷土の法」の法解釈に、国

による不統一が生じ、これを基準受田額に適用するのでなしに、班給比率に適用する場合が生じたためではあるまいかと思われる。

(4) もし然りとすれば、誤解が生ずる程に、北九州の班田制は不慣であり、恐らくこの時に初めて実施せられたのではあるまいか。

このような田中氏の所説に対して、虎尾氏はただちに反論し、筑前国の場合にも、当初は他の二国と同じ班給比率を適用することとし、男は一段二四〇歩、女は一段四〇歩、奴は二〇〇歩という数値がだが、筑前国ではこの数値をそのままに採用し難い事情があったので、その近似値をとって、女を一段六〇歩、奴を一八〇歩としたのであらうとし、こう考れば、「筑前国の基準授田額算定方式のみが他の二国とその基づく原理を異にしていると窮屈に考える必要はない」と主張された。それでは、右の女一段四〇歩、奴二〇〇歩という数値を採用し難かった事情はなんであらうか。虎尾氏はこの点について、あり得べき場合の一例であることわりつつ、

四〇歩という面積や二〇〇歩という面積が好ましからざる地積と考えられた可能性を想定し得ない訳ではない。例えば一段の土地を六分する、即ち六〇歩宛に区切る地割がその地方で既に固定していた為に、授田額を六〇歩の倍数として実際の班給に便ならしめる如く調整しておくことが望ましいと考えられたかも知れない。

と述べておられる。⁽¹⁷⁾しかし、筑前国では四〇歩あるいは二〇〇歩という地積が好ましからざる面積と考えられ、そのため女子と奴の基準受田額が変更された、という虎尾氏の所論はどうも理解し難い。氏は一例として、一段の土地を六〇歩宛に区切る地割がすでに固定していたことを想定されたが、かりにかなり長期間にわたってそのような地割が存在したとしても、律令体制確立期の国家権力をもってすれば、一段内部の地割の変更はさして困難なものであったとは思えないのである。⁽¹⁸⁾しかも、すでに述べたように、浄御原令の田積法が代制であったとすれば、ここでは五〇代(一段)を六分する地割などは考えられないわけであるから、六〇歩宛に区切る地割がその地方で既に固定していた、という想定自体が成り立

ち得ないのではなからうか。虎尾氏の田中氏に対する反論がこのように説得力の弱いものとなると、田中氏の、(A)・(B)二方式は原理的に異なったものであるとする所説は依然として有効である、といえよう。

しかしながら、田中氏の、(A)・(B)二方式成立の事情についての前記の説明には問題がある。氏はその事情を、北九州における班田収授制の未実施という想定と結びつけて考えられたわけであるが、このような想定はかなり不自然であると思う。何故ならば、既述のごとく岸・南部両氏の研究によって、西海道においても持統四年(庚寅年)および持統九年に造籍が行なわれたことが確かめられており、したがって、虎尾氏がいわれるように、「造籍が以前から定期的に行なわれていたほどの地方で、しかも大宰府のお膝元でなお班田収授を実施するだけの行政力がないと考えるより、班田収授もまた行なわれていたと考える方がはるかに自然」だからである。¹⁹⁾そこで、北九州においても、浄御原令時代に班田収授制が行なわれていたということになると、この地方では班田収授制に不慣れのため、基準受田額についての規定である「郷土の法」を誤って班給比率に適用してしまった、という構想も成り立ちにくくなるであろう。

さて、男・女・奴・婢の班給比率についての(B)方式、すなわち豊前・豊後両国の九対六対三対二という方式は大宝令の規定に準拠していることは明らかであるが、それでは(A)方式、すなわち筑前国の一〇対七対三対二という方式はどのような事情に基づいて成立したのであろうか。虎尾・田中両氏のほかに、この筑前国の特異な班給方式を取り上げた論考は少なく、吉田孝・水野柳太郎・宮本救らの諸氏の所説が管見に入っただけである。つぎに、それぞれの所説をみてみよう。

まず吉田氏であるが、氏は筑前国の班田比率を浄御原令のそれと考え、前述の町代制説をこれと結びつけて、浄御原令の受田額を、男は一〇〇代、女は七〇代、奴は三〇代、婢は二〇代と推定しておられる。²⁰⁾また、宮本氏は筑前戸籍の班田比率は代制に、豊前・豊後戸籍は段歩(一段 \parallel 三六〇歩)制に対応するものとみなしてよい、と述べておられる。²¹⁾吉田・宮本両氏は、筑前国の班給比率一〇対七対三対二を浄御原令の班給比率の遺制とみる点で一致している、といつてよいで

あろう。

つぎに水野氏説をみよう。氏は今泉重夫氏と共同で、電子計算機を使用して西海道戸籍受田額を再検討し、その結果、虎尾俊哉氏の計算の正しかったことを確認するとともに、第一表のような新事実をも明らかにされた。⁽²²⁾水野氏はこの研究の中で、筑前国の口分田基準額の比について二通りの解釈が可能であることを指摘し、それぞれについてつぎのように述べておられる。第一の解釈は、

代制施行期にも班田収授が実施されていたとすると、一〇〇代が男子の基準額であるとすれば、女子にその $\frac{2}{3}$ を配当する場合、代以下の端数が生ずる。……そうすると…… $x:y=10:7$ ($x \cdot y$ は男・女に班給される口分田の基準面積……筆者)の比は、男子一〇〇代に対して女子七〇代となって一〇進法的な代制面積における班田には都合のよい比率である。このように、筑前国の男女の口分田基準額の比は代制施行期の遺制によるものかとも考えられる。というものである。これは、男女の班給比率一〇対七を浄御原令のその遺制と解する点で、前記の吉田・宮本両氏の説と共通している。これに対し第二の解釈は、右の見解を強調することは危険であるとしつつ、

もし、筑前国の受田額が、男子二段(七二〇歩)、女子一段一四四歩(五〇四歩)になっていればよいが、計算値は異なるので、比率だけが遺制として伝えられたことになり、筑前国では令の比率に近似した配分率をとっていることと、統一的な解釈が得られない。

あるいはもっと単純なことで、

$$x:y=10:7=(9+1):(6+1)$$

と考えれば、筑前国では男子の基準額に対し、女子の基準額の一・五倍に一步を増したのと同じ発想で、筑前国では男女の配分率にそれぞれ一を、あるいは基準額に六〇歩づつを、加えたとも考えられる。……男女奴婢についてみると、

第一表 比例配分による口分田基準額の計算（水野柳太郎氏作成）

	基本数 歩	男		女		奴		婢	
		口分田 歩	計算法	口分田 歩	計算法	口分田 歩	計算法	口分田 歩	計算法
養老令	80	720	80×9	480	80×6	240	80×3	160	80×2
豊前国	66	595	$66 \times 9 + 1$	396	66×6	198	66×3	132	66×2
豊後国	53	478	$53 \times 9 + 1$	318	53×6	(159)	53×3	(106)	53×2
筑前国	60	600	$\frac{60 \times 10}{60 \times (9+1)}$	420	$\frac{60 \times 7}{60 \times (6+1)}$	180	60×3	120	60×2

代の制と班田収授制

$$x : y : z : w = 10 : 7 : 3 : 2 = (9+1) : (6+1) : 3 : 2$$

になるから、このような考え方も可能で、筑前国の配分率の根底には、令の比率が存在するともいえるのではなからうか。

というものである。これは要するに、筑前国の班給比率も豊前・豊後二国と同様に、原則的には大宝令の班給比率によっている、と解するもので、水野氏はどちらかといえ、この解釈の方を重視しておられるようである。²³⁾

以上、吉田・宮本・水野三氏の所説を紹介したが、このうち吉田・宮本両氏の説は、前記のごとく水野氏の第一の解釈と基本的な部分において一致している。したがって、ここではもっぱら、水野氏の二通りの解釈（以下、第一の解釈を(A)説、第二の解釈を(B)説と称することにする）が問題となると思うので、この(A)・(B)二説について私見を述べることにした。

まず取り上げたいのは、水野氏が重視しておられる(B)説の方である。この(B)説によれば、西海道戸籍に記載された筑前・豊前・豊後三国の男女奴婢の班給比率は、すべて基本的には大宝令の規定通り九対六対三対二ということになり、統一的に理解できる。これは確かにこの説のすぐれた点である。しかしその反面、(B)説に疑問を感じることも事実である。それは端的にいえば、筑前国における男女の口分田基準額決定の方法についてである。この点について水野氏は

豊前・豊後二国の例を参照すると、令の配分率に従って計算したところ、豊前・豊後よりも余剰が大きかったので、男と女の配分率に一を加えて計算した値を基準額

とし……………

と想定しておられるが、これはどうも理解しにくいことである。豊前・豊後二国の場合、まず比例配分によって計算し、その後若干の剰余が出たので、男子にのみ一歩づつ配当した、ということとは十分あり得べきことだと思いが、筑前国の場合はそうはいかない。何故ならば、この国の戸籍残簡から計上できる良民男女の総数は、南部昇氏の計算によると四九七名で、⁽²⁵⁾かりにこの人々に一人づつ六〇歩を与えたとすると、もうそれだけでも二九八二〇歩（八町二段三〇〇歩）となり、筑前国全体ではおそらく二〇〇〇町くらいの面積になると思われ、⁽²⁶⁾これでは剰余が生じたので男女にそれを配当したとは考えられない。むしろ、(B)説に即して考えるならば、最初から意図的に良民男女分について相当の余剰分を確保し、自余を比例配分して、最後に男女の配分率にそれぞれ一を加えた、と推定する方が理にかなっている。しかしそうなると、筑前国では、何故良民男女に対してのみそのような優遇措置をとったのか、という新たな問題がおこってくるが、これについては、浄御原令においては良民男女の班給比率は一〇対七であり、この既得権を筑前国司は無視できなかったからである、とする以外に適当な説明は見出し得ないように思われる。

このようにみると、(B)説のうち良民男女の班給比率として新たに提示された、

$$x : y = (9+1) : (6+1)$$

という構想は、結局、 $x : y = 10 : 7$ に牽引されたもの、と考えるほかはなく、これは、良民男女の班給比率を代制、すなわち浄御原令のそのの遺制とみた(A)説と同じことになる。私は、この(A)・(B)両説が、良民男女の班給比率一〇対七の成立事情について、結果的には同じ見解に帰一したことを重視し、(A)説の解釈に従って、筑前国における良民男女の班給比率一〇対七は浄御原令のそのの遺制である、というふうに考えておきたいと思う。

ただ、ここで問題なのは奴婢の班給比率の成立の事情である。これについては、矢張り二通りの見方が可能である。一つは、男女奴婢の班給比率一〇対七対三対二を全体として浄御原令の遺制であるとみ、したがって奴婢のそれも浄御原令

の遺制であるとするもの。もう一つは、奴婢の班給比率は三対二であるが、これは大宝令の規定に一致するから、大宝令に依拠しているとするものである。では、どちらの見解が正しいであろうか。私は(1)奴婢の班給比率三対二は大宝令の規定に合致するが、代制のもとでは存在し得ない。(2)男女奴婢の班給比率一〇対七対三対二において、良賤の間に、例えば大宝令における三対一というような法則性を見出すことはできない。(3)筑前国においては、良民男女に対してのみ浄御原令の班給比率を適用する、という優遇措置をとり、奴婢については大宝令の規定をそのまま適用することにした可能性はある、という三点からみて、奴婢の班給比率については第二の見方、すなわち大宝令の規定を適用した、という見方をしておきたい。

筑前国の男女奴婢の班給比率の問題について、たどたどしい論証を行ってきたが、ここにきて、ようやく結論に到達することができたようである。それはつぎのようなものである。

- (1) 筑前国の良民男女の班給比率一〇対七は浄御原令のその遺制である。故に、浄御原令においてはこの比率が行なわれており、また、男女の基準口分田額は、吉田氏が推定したように、男一〇〇代、女七〇代であったと思われる。
- (2) 筑前国の奴婢の班給比率三対二は大宝令に依拠したものである。したがって、浄御原令制下において奴婢の班給比率はいかなるものであったかはここからは推定できない。同様に良賤の班給比率も不明である。ただし、大宝令において、奴婢に口分田が支給されている以上、浄御原令においても支給されていたことはほぼ確実である。

三

虎尾氏説の第四の問題点は、西海道戸籍では一歳以上が受田資格者となっているが、それは浄御原令の規定に基づくものといえるかどうか、という問題である。

虎尾氏は、西海道戸籍＝浄御原令依拠説の立場から、一歳受田制は浄御原令にのっとったものであることを強調された

が、北海道戸籍||大宝令依拠説の立場をとる私としては、虎尾氏説をそのままに承認することはできない。ところで、北海道戸籍||大宝令依拠説によりつつ、換言すれば「五年以下不給」規定の存在を前提としつつ、一方、同戸籍における一歳受田の事実を合理的に説明しようとする試みは、すでに例えば田中卓・宮原武夫・河内祥輔らの諸氏によってなされている。そこで、まずこの三氏の所説を検討し、ついで私見を述べてみたいと思う。

田中氏は、既述のごとく、北九州では大宝二年以前に班田収授制は行なわれていなかった、という仮説を立て、北海道戸籍にみえる受田の各戸総額は、大宝令に依拠して、六年後の和銅二・三年頃に予定される第一回班田のための機械的計算と考えるべきであり、したがって北海道戸籍の一歳以上を受田資格者とする記載は、大宝令の「五年以下不給」の規定になんら抵触するものでない、と主張された。⁽²⁷⁾

宮原氏は、一般に法の規定と法の施行のずれは起こり得るものであるとし、現に大宝田令口分条中の「易田倍給」の規定もながらく実施されず、それがはじめて実施されたのは平安時代に入ってからであり、したがって、同じ口分条の「五年以下不給」規定も、大宝二年度の班田が農民に対する最初の班田であって、班田業務を簡略化したことが想定されるから、大宝二年においては発動されずに終わってしまったのであろう、と論じられた。⁽²⁸⁾

河内氏は、(1)授田年齢とは、虎尾氏のいうような戸籍記載の年齢ではなく、班田実施時における年齢とすべきである。(2)大宝令の法意は、造籍↓班田と三カ年にわたる一連の作業の、第三年度の収授の終了時に、六歳以上の年齢に達する者を対象に口分田を班給するという内容であった。(3)とすれば、大宝二年造籍に基づく班田収授は、戸籍に一歳と登録された者が六歳以上に達する年度において終了した(または終了が予定された)と考えざるを得ない。(4)大宝二年造籍に基づく班田収授が実施された年は、『続日本紀』神護景雲元年十一月壬寅条に基づく戊申年||和銅元年であった、という見解を提示された。⁽²⁹⁾

右の三氏の所説のうち、まず田中氏説からみてゆくと、そもそも北九州では大宝二年以前に班田収授制は行なわれてい

なかった、とする仮説自体に問題があったことは既述の通りである。また、六年後に各戸が受けるべきおよその額をあらかじめ算出しておいた、という氏の想定も、虎尾氏が反論しておられるようにかなり無理があると思う。

また宮原氏説であるが、大宝二年度の班田が農民に対する最初の班田であった、と氏がいわれる時、そこには氏独自の見解が前提となっていたのである。それは、班田収授制には、農民に対して行なう「アガチダ」と、貴族に対して位田・賜田・職田などを班給する「タマヒダ」の二種があり、このうち「アガチダ」は大宝令の制定以後に始まった、というものである。しかし、この「二つの班田収授制」説に対しても虎尾氏の有力な批判があり、この説は成立しにくいように思われる。⁽³¹⁾ そうなると、大宝二年度の班田が農民に対する最初の班田であったために、班田業務が簡略化され、「五年以下不給」の規定も発動されずに終わった、という想定についてもわかには賛成することはできないのである。ただ、宮原氏が西海道戸籍にみられる一歳以上受田という事実を、法の規定と法の施行との間のずれ、という見地から解明しようとされた視角は基本的には正しいと思う。

つぎは河内氏説であるが、この説は大宝田令六年一班条に関する独自の復原案に基づいて、大宝令の班田収授制の実態を究明しようという意欲的な研究の一環として提示されたものである。しかし、氏の大宝田令六年一班条の復原に問題のあることは角林文雄氏の指摘の通りであり、また、氏の前記の所説もそれ程説得力があるとは思えない。何故ならば、氏が提唱される造籍↓班田についての大宝令の法意と、大宝二年造籍↓和銅元年班田とは、そこに遅延という事態を想定してもその差が開きすぎて不自然さが目立つからである。氏は、班田収授制は大宝令ではじめて施行されたとみなし、そのため天平十四年の班田まで実際に行なわれた造籍二年後班田という慣行は、第一回の班田時には確立していない、という立場をとっておられるようであるが、持統四年・同九年・大宝二年と造籍が続いて行なわれている以上、たとえ最初の班田で、校田の作業に手間取るとしても、造籍の六年も後に班田を予定するというようなことはあり得ないことではなからうか。私は、氏の所説の(1)・(2)についてはそれぞれ重要な提言であると思うが、だからといって、そこから直ちに(3)

・(4)のような構想を導き出すことには賛成しかねるのである。

さて、田中・宮原・河内三氏の所説にそれぞれ難点があるとすれば、この問題はどうか考えたらよいであろうか。以下、私見を述べてみよう。西海道戸籍には一歳以上が受田者として記載されており、そこでは大宝令の「五年以下不給」の規定が守られていないが、これは、宮原氏のいわれる法の規定と法の施行のずれのあらわれと解したい。ところで、この戸籍に一歳以上が受田者として記載された理由はなんであろうか。この点について私は、大宝令に依拠している西海道戸籍において一歳受田制がみられることは、筑前国の一〇対七という男女の班給比率とともに明らかに「非大宝令的」であること、同戸籍が浄御原令の造籍の直後のものであること、筑前国の男女の班給比率は浄御原令のその遺制と考えられることなどを勘案し、一歳受田制そのものは虎尾氏の主張されるように浄御原令の規定であり、西海道戸籍における一歳以上受田の事実は浄御原令の遺制である、とみておきたいと思う。そうすると、法の規定と法の施行のずれということは、この場合は、浄御原令では一歳受田制が行なわれており、大宝令でそれが「五年以下不給」と改められたが、大宝二年の西海道戸籍においては、この新規定はなんらかの理由により適用されず、実際には浄御原令の遺制である一歳受田制を踏襲した、ということになる。

では、その「なんらかの理由」とはなにか。それは、大宝令および大宝令に基づく造籍の施行の経過からみて、「五年以下不給」という新規定は班田農民に唐突なものと受けとめられるおそれがあったこと、このような状況の下でこの新規定を実施した場合、班田農民は既得権を大幅に奪われることになり、彼等の不満・動揺が予想されることなどをおもんばかって、政府主脳部がその実施をためらったためであると解したい。さらに付言すれば、政府主脳部は慎重を期して、大宝令に基づく第一回の班田においては、「五年以下不給」規定の発動を見送り、次回の籍年（和銅元年）までに、班田農民に対してこの新規定を衆知徹底せしめ、⁽³⁴⁾右の造籍にともなう班田よりこれを実施したのである。

ここにおいて、西海道戸籍にみられる一歳受田は浄御原令の班田収授制の遺制である、と考えることも可能と思われる

ので、このような意味において、一歳受田制は浄御原令の規定として存在した、とする虎尾氏の高説に従いたいと思う。

四

以上、私は虎尾俊哉氏の研究のうち四つの問題点について検討を加え、その結果、

- (1) 大宝二年の西海道戸籍は、通説のごとく大宝令に依拠したものと考えるべきである。
- (2) 浄御原令の田積法は、町段歩制ではなく、代制（または町代制）であった。
- (3) 筑前国戸籍の、男女奴婢の班給額比率一〇対七対三対二のうち、男女の一〇対七は浄御原令の班田收授法の遺制であり、浄御原令における基準受田額は、男一〇〇代、女七〇代であったとみなし得る。ただし、奴婢については口分田の班給は行なわれたと思われるが、その実態は不明である。
- (4) 西海道戸籍に一歳以上が受田者として記載されているが、これも浄御原令の班田收授法の遺制と考えることができる。

という一応の見通しが得られた。このうち、(2)・(3)・(4)はいうまでもなく浄御原令の班田收授制の一部である。ところで、(3)の想定に従えば、実際問題として、一〇〇代未満の地割を予想せざるを得なくなるが、これは、浄御原令の班田收授制が実施できるか否かの問題に関係しているから、それだけに、この予想を裏付ける史料がなんとしても欲しいところである。

そういった史料として、私は『大日本古文書』二所収の天平十五年の「弘福寺田数帳」に注目したい。山背国久世郡列栗郷にあったと推定されている弘福寺領を詳細に記載したこの田数帳は、「条里制の組織を提示している最古の文献資料」として注目されているものであるが、この「弘福寺田数帳」については、すでに石母田正・虎尾俊哉両氏の研究がある。⁽³⁵⁾ なかんずく虎尾氏は、はじめてこの寺領の正しい復原を行なうとともに、多くの重要な事実を明らかにされた。つきに、

第二表 (虎尾俊哉氏作成)

記号	里名	坪	田名	田積	荒廢田	定	田品	位置
A	路里	17	口利田	2.72			上中	北東
B		19	日佐田	1.216			上中	
C		20	川原寺田	9.243	8.315	.288	上中	西北角
D		21	川原寺田	4.0	4.0	0		
E		27	井門田	.95			上上	
F		29	川原寺田	1.0.0	9.144	.216	?	
G		30	川原寺田	5.140	.284	4.216	上中	
H		31	川原寺田	1.0.0	1.0	9.0	上中	
I		32	川原寺田	9.288	8.144	1.144	上中	
J		33	酔田	4.167	4.123	.44	□中	
K	34	門田	1.216	1.16	.200	上中	西	
L	紋屋里	4	門田	.144			下上	南南南
M		5	酔田	1.317	.101	1.216	下下	
N		6	酔田	1.29	.317	.72	下下	
O	家田里	24	御田	.324			上下	東北角 東北角
P		25	家田	8.44			上中	
Q		26	家田	1.72			上中	
R		33	家田	.259			上上	
S		34	川原寺田	5.136			上上	
T		35	川原寺田	8.0			上中	
U		36	川原寺田	8.108	.7	8.101	上中	
V	難田里	1	酔田	3.127	2.127	1.0	下下	南 東南角 東南角
W		2	酔田	1.48	.48	1.0	下下	
X		3	御田	1.73	.145	.288	下下	
合計				10.0.238	4.1.331	5.8.267		

(備考) 荒廢田のない坪では定を再記してないので、定の欄の合計は合わない。
田積の単位は町・段・歩。Jの田品は恐らく上中。

- (一) 弘福寺領は路里・家田里・紋屋里・難田里の四里にわたって存在し、地域的統一性を示している。
- (二) 『大日本古文書』の句読点に誤っている箇所がある。これを訂正し、さらに不明の数字を計算によって補った上で本帳の内容を整理すると、第二表のごとく表示し得る。
- (三) 本帳にみえる田積中の歩の数値は〇歩(三六〇歩)を含めて二七

通りあるが、そのうち、三二四歩・二八八歩・二二六歩・一四四歩・一〇八歩・七二歩・〇歩（ \parallel 三六〇歩）の七通りは、それぞれ四五代・四〇代・三〇代・二〇代・一五代・一〇代・〇代（ \parallel 五〇代）に換算し得る。また、Uの七歩は一代 \parallel 七・二歩、Nの二九歩は四代 \parallel 二八・八歩、M・Uの一〇一步は一四代 \parallel 一〇〇・八歩、Rの二五九歩は三六代 \parallel 二五九・二歩、M・Nの三一七歩は四四代 \parallel 三一六・八歩のごとく、代の地積を歩に換算し、その僅かの端数を処理して近似値を取ったものと解し得る。かくて、この十二例の検討から、それらの歩数を含む坪では代の地割が行なわれていること、それも五代を基礎とした地割の行なわれていることを推察しても差支えない。なお、右の一代・四代・一四代・三六代・四四代は五代の倍数に対してそれぞれ一代の過不足をみせているが、これもかつて五代が地割の一つの基準であって、この基準から代を単位として増減の行なわれたことを示している。したがって、これらの数値のみえる田地にはかつて五〇〇歩一〇〇代制に基づく地割が行なわれ（その際の地割り単位は代即ち六尺平方一步の五歩であり、方形の五代が一つの基準であった）、その後三六〇歩一段制の施行によっても地割の変更はなされず、ただその地積の表示にあたって換算が行われただけであると考えて良い。

(四) 以上の十二通りをのぞいた残りの十五通りの、

315	歩	(C)
284	"	(G)
243	"	(C)
200	"	(K)
167	"	(J)
145	"	(X)
140	"	(G)
136	"	(S)
127	"	(V)
123	"	(J)
95	"	(E)
73	"	(X)
48	"	(W)
44	"	(J・P)
16	"	(K)

の歩数も、代の地積を基本として、それに三六〇歩一段制の歩を加減したものと表現される。例えば、

$$315\text{歩}(C) = 115\text{歩} + 200\text{歩} = 16\text{代} + 200\text{歩}$$

代の制と班田収授制

48歩(W) = 288歩 - 240歩 = 40代 - 240歩

のごとくである。ここでは、代制の地割が部分的に町・段・歩制による新しい地割によって変改を蒙っていった様子をかいまみることが出来る。

(五) 和銅二年七月二十五日附の「弘福寺領田畠流記写」には

山背国

久世郡田巻拾町貳佰參拾捌歩、
陸田參拾柒町壹段貳佰陸拾壹歩

とあって、天平十四年現在の水田積一〇町二三八歩はそのまま和銅二年までさかのぼることが知られる。この田積の端数までも的一致は、寺領の形態そのものも和銅二年まで遡ることを示しているといつてよい。

(六) この寺領のあったと推定される久世郡の並栗郷地方が、古く代制度の地割の行なわれた時代乃至それ以前からの先進的開拓地であったことは、その地積数値の代との密接な関係によって明らかである。この寺領の根幹をなすのは川原寺田と名付けられた部分であろうが、この部分は町・段・歩制による変改を蒙った田地が少なく、また、川原寺田を含む路里・家田里の全部が上田にランクされている。従って、おそらく最初にこの寺領が設定された時期は代制度の時代であらうと思う。そのはつきりした年代も最初の寺領の形態も分明でなく、ましてその後和銅に至るまでの変化の様子は知るべくもないが、和銅以前において、買得・寄進・質入れ等が盛行したとは考え難いので、比較的古い形態を残していると考えればよい。

以上が虎尾氏の研究のうち、私の当面の課題に関係のある部分である。ただし、氏は第二表右端の「位置」の問題については論及しておられないので、ここでこの問題について私見を述べておきたいと思う。第二表をみると、A-Xの各田積について、その一部ではあるが、坪内の位置を(1)北(A)・東(B)・西(K)・南(L・M・N・V)とか、(2)西北角(E)・東北角(Q・R)・東南角(W・X)というように示している。このような、田積の坪内位置の示し方は、すでに竹内理三氏が論証しておられるように、条里制の上に行なわれた長地型・半折型両地割に関係してのものである³⁶⁾。した

がって、(1)のグループからは長地型地割の存在が、(2)のグループからは半折型地割の存在が推測されるのである。もっとも、この田数帳において田積の坪内位置を明示しているのは、田積四段未満の十二例（ただし、家田里廿四御田は三二四歩であるが示していない）であって、他の四段以上の十一例についてはこれを省略しており、そこでは一見ただけでは長地型か半折型か判別することはできない。

さて、まず坪内位置を明示している十二例について考察してみよう。試みに(1)のグループ（長地型）と(2)のグループ（半折型）の面積の大小に着目して、両者を比較してみるとつぎのような事実が知られる。すなわち、長地型においては一段未満が一例、一段と二段が四例、二段と三段が一例、三段以上が一例であるのに対し、半折型においては一段未満が二例、一段と二段が三例となっていて、面積の広いものには長地型地割が施されている、という傾向がみられる。このことから、長地型の方がここでは基本的地割であったように思われる。では、坪内位置不明の残りの十一例についてはどう考えたらよいであろうか。私は、坪内位置の明らかな田積の地割においては長地型が基本的であったと考えられること、およびこの寺領では五代を基礎とした地割が行なわれているが、五代およびその整数倍は、すでに弥永貞三氏が指摘しておられるように長地型地割と密接な関係があると思われること³⁷の二点から、坪内位置を示さない四段以上の田積の地割もそのほとんどは長地型であった、と推定したい³⁸。

田積の坪内位置をめぐっての右のような推定が許されるとすると、山背国久世郡に存在する弘福寺領は、二段（一〇〇代）を縦に二分した長地型地割を基本とし、一部にそれを横に二分した半折型地割を含む、という耕地形態をとっていたことが知られるわけである。

以上が、「弘福寺田数帳」にみえる田積の坪内位置に関連しての私見であるが、ここで、再び目を前記(一)の虎尾氏の所説に転ずると、このうち、山背国久世郡の弘福寺領では、元來代の地割、それも一〇〇代および五代を基準とした地割が施されていたこと、このような寺領の形態は史料上では、天平十四年から和銅二年まで遡らせることが可能であるこ

と、の二点は特に重要な指摘であったというべきである。そこで私は、この虎尾氏の二つの指摘と右に付記した私見と、これに加えて浄御原令の田積法は代制であった、とする既述の推断とを併せ³⁹⁾考えて、弘福寺領にみられるような方格地割は、和銅二年からさらに浄御原令施行時にまで遡せることが十分に可能であると考えたい。また、この場合その方格地割においては、一〇〇代と五代の中間に一〇〇代を二分した五〇代の地割が存在したことも想定できるわけであるが、このうち、一〇〇代を横に二分した半折型地割は、

凡田、長卅歩、広十二歩為段、十段為町。

という大宝田令田長条の規定から始まったと⁴⁰⁾考えられるので、浄御原令時代は専ら一〇〇代を縦に二分した長地型地割が施されており、五代の地割はこの長地型五〇代の地割を十等分したものと⁴⁰⁾して存在したらしい、ということも併せて推測しておきたい。このようにみると、天平十五年の「弘福寺田数帳」は、浄御原令施行下における方格地割の耕地形態を考察しようとする場合には、第一に取り上げねばならない貴重な史料といってよいであろう。

しかし、右のような見解については、当然疑問も出てくるであろう。そこでつぎに、予想される疑問の一・二についてあらかじめ答えておきたいと思う。その第一点は、この田数帳は弘福寺領に関するものであるから、そこに一〇〇代・五〇代・五代という方格地割の存在が認められるにしても、それは成立年代の古い寺領に限定させて取り扱うべきではなからうか、という疑問である。しかし、これはそう窮屈に考える必要はないと思う。「弘福寺田数帳」末尾の記事によれば、寺領の東・南西・北には、おそらく寺領に接して口分田・乗田等が存在していたことが確認され、したがって、これらの口分田・乗田等の所在地も、寺領と同じく「先進開拓地」であったにちがいない。これら寺領周辺の口分田・乗田等には、天平十四年当時には町段歩制に適合した地割が施されていたであろうが、浄御原令時代にまで遡るならば、そこには寺領と同様に一〇〇代・五〇代・五代の方格地割が存在していた、と推測することは十分可能であろう。また、少し時代は下るが、天平神護二年の越前国司解には、同国丹生郡、足羽郡、坂井郡にわたっての、東大寺領占定以前の耕地の所

有關係が記されている。弥永貞三氏は、前にも一寸触れたが、その中の足羽郡道守村・嶋野村について考察し、この地の口分田・墾田に三六歩（五代）およびその整数倍の歩数を示す地積がかなり存在すること、このように町段歩制の蔭にかくれた代の地積法は、その他越前・越中など奈良時代の文書にも多く見出されることを明らかにしておられる。⁽⁴¹⁾ ここにおいて、浄御原令時代に遡って想定した弘福寺領の耕地形態は、単に弘福寺領のみにとどまらず、浄御原令施行下の口分田・乗田、あるいはさらに寺田・賜田・功田などにおける方格地割の耕地形態の実態をも示している、とみなして差し支えないであろう。

予想される疑問の第二点は、代制の方格地割における最小の基本地割に関するものである。私は、五代を単位とする弘福寺領の形態は和銅二年まで遡ることができる、と主張された虎尾氏説をさらに一歩進めて、それは浄御原令施行時まで遡ると考えたわけであるが、この見解は岸俊男氏の左の所説と抵触する。すなわち、氏は、

私はこれまで主として代制の方格地割の展開を論じてきたが、それは高麗尺六尺 \parallel 一步の度地法による古道間隔一千歩を起点に、まず一〇〇歩平方 \parallel 二千代の地割を想定し、それを二分した千代、さらに二分した五百代、そしてさらにその五百代を五分分した地割として百代の地積に及んだのであるが、こうした考え方はそもそも代制とは高麗尺六尺平方の地、すなわち一步の方格を、横に五つ並べた五歩の矩形を一代とすることから始まるという従来の通説的観点からすると逆である。

と述べ、代制の最小の基本地割は一〇〇代とみておられるのである。⁽⁴²⁾ 一〇〇代までの地割の展開は確かに氏の研究によって明らかにされたといつてよいが、この展開過程と右の「従来の通説的観点」は両立し得ないものであろうか。私はどうもそうは思えないのである。例えば、浄御原令時代に古道間隔一〇〇〇歩を十等分した一〇〇歩平方の地を二千代と称したことは十分考えられるが、このようなことが可能なのは、やはり、高麗尺六尺平方 \parallel 一步を一行に五箇並べたものが一代であり、その五倍の五代は方三〇尺の方格となる、という知識がその前提として存在していたからであるとすべきであ

る。また、浄御原令の班田収授制において、男子の口分田班給額が一〇〇代であったとしても、この一〇〇代がいつも一箇所にまとまって支給されるわけではなからうし、女子の場合は七〇代と推定されるからはじめから一〇〇代未満である。とすれば、班田を円滑に行なうためにも一〇〇代以下の地割の設定は必要であったと思う。さらにまた、浜松市伊場遺跡の大溝から出土した木簡に

□□ □百七十六束代又江田

というのがある。これは大溝西縁に近く、奈良時代の泥炭層と推定されている地層の下位から出土したものとされているから、奈良時代初頭かそれ以前のものであることとなる。⁴³⁾ところが、ほぼ同じところから「己丑年八月」と記す木簡も発見されており、「己丑年」は持統三年であるから、この二つの木簡を併せ考えた場合、一七六束代という田積はあるいは浄御原令施行時まで遡り得るかも知れない。ここで七六代の田積が記されているということは、いうまでもなく一〇〇代以下の地割が存在したことを暗示している。私は、これらの理由に基づいて、代制の方格地割の展開についての岸氏の研究と「従来の通説的観点」とは、浄御原令の時代においては両立可能であると考ええるものである。

さて、浄御原令施行下の方格地割においては、天平十五年の「弘福寺田数帳」から推定したように、一〇〇代、それを縦に二分した五〇代、さらにその十分の一の五代がそれぞれ一つの単位となっていたことが知られたが、そうになると、私がかさきに述べた浄御原令の班田収授法における男女の一〇〇代および七〇代という基準班田額の支給は、技術的にみても十分実施し得るものであったといえよう。

五

ここにおいて、虎尾俊哉氏の大宝二年西海道戸籍についての研究の再検討を通して、また、同じく虎尾氏の天平十五年の「弘福寺田数帳」に関する研究を参考にして、私はどうやら浄御原令の班田収授制について、ある程度の理解をもつこ

とができたような気がする。そこで、私の考えた浄御原令の班田収授制を、つぎに列記してみよう。

(1) 浄御原令の田積法は、高麗尺六尺 \parallel 一步、五步 \parallel 一代に基づく代制（もしくは町代制）であった。

(2) この代制のもとではすでに方格地割が施されており、ここでは、二〇〇〇代・一〇〇〇代・五〇〇代・一〇〇代・五〇代・五代が、それぞれ基準となる地割であった。

(3) 男子一人の受田額は一〇〇代であった。

(4) 男女の口分田班給比率は一〇対七であった。法文としては

凡給口分田者、男百代、女減十分之三。

のごときものが考えられる。

(5) 奴婢に対しては口分田は班給されたことはほぼ確実であるが、良賤および奴婢の班給比率は不明である。

(6) 男女とも受田年齢に制限はない。

(7) 租法は慶雲三年九月格にいう「令前租法」、すなわち一〇〇代につき三束であった。

(8) 造籍は原則として六年一籍制であったから、班田収授も六年一班制であったと思われる。

(9) 方格地割をともなう代制において、面積の計算は容易であった。今長地型の五〇代（一边は高麗尺三〇〇尺、他辺は三〇尺）の地積を基準として一代の面積を求める方法を述べてみよう。まず、一步の面積は高麗尺六尺平方 \parallel 三六平方尺であるから、一代 \parallel 五步の面積はその五倍の一八〇平方尺となる。そこで五〇代の短辺、すなわち三〇尺（五步）を基準として一代の面積を求めると、五〇代の長辺にとる長さはちょうど六尺（一步）となる。なお、この五〇代の地積の短辺を基準にして五代方格を設定しようとするれば、長辺に三〇尺（五步）とればよいわけである。⁴⁴⁾

以上である。しかし、このような考え方については、実は一つの大きな障害が未解決のままに残されている。そこで、最後にこの問題について考えてみたいと思う。それは、衆知のごとく、『日本書紀』持統六年三月甲午条に、

詔令ニ「天下百姓、困乏窮者稻。男三束、女二束。」

という記事があることである。虎尾俊哉氏は、すでに『班田收授法の研究』において、この記事をとりあげ、

ここでは男女に賜う稻の量の比が三対二となっていて、その背景に当時男女の何かに、ついて、三対二の比率をとることが当然とされていたことを推知せしめる。その何かの一つを口分田の班給額と見ることはそれほどのはずれたものではない。

と述べ、これをもって、浄御原令の班田收授法において、女子の班給額が男子の分の三分の二であったことの傍証としておられる。⁽⁴⁵⁾ 持統紀六年の記事を右のように解することは、浄御原令の田積法を三六〇歩一段制とみなす虎尾氏にとってはなんの支障も生じないが、浄御原令の田積法を代制と考える場合には、三対二という比率は代制に諧調しないから誠に都合が悪い。そこで代制説による限り、虎尾氏とは別箇の解釈が必要になるが、男三束、女二束と決定した理由の説明が必ずしも容易ではなく、それ故に、この記事は以前から代制説論者にとっては困難な問題となっていた。

しかし、私は持統紀六年の記事については、つぎのように考えたならば、代制説の立場でも説明がつくのではないか、と思っている。一つの考え方としては、前記の虎尾氏の解釈を適用することである。すなわち、まずなんらかの基準によって、男子一人に対する支給額は稻三束ときめられ、ついで女子分としては、口分田班給額に関する「女減十分之三」の規定が準用されて、男子の十分の七の二束一把とされたが、困窮者に対する稻支給はできるだけ迅速に行なう必要があったので、女子分については一把という端数を切り捨てて二把としたのである、と。

いま一つは、亀田隆之氏の解釈が参考になる。亀田氏は虎尾氏説とは若干異なり、浄御原令施行時においては、田積法は三六〇歩一段制、租法は一段につき成斤の一束五把（二段では三束）であった、と考へておられるが、氏は持統紀六年の記事をこの租額との関係で説明される。すなわち、浄御原令の班田收授法においては、男子は口分田二段の租として三束、女子はその三分の二の受田額の租として二束を納入するが、この男女各一人の租額こそ持統六年の「男三束、女二

束」という記事のもとになったもの、というわけである。⁽⁴⁶⁾そこで、前述の私の見解に、この亀田氏の方法を取り入れたらどうなるであろうか。その場合は、男子一人の班給額一〇〇代の租額が三束、女子の分七〇代の租額が二束一把であるから、困窮者への稲の支給額は男三束、女二束一把となる。しかし、前記のごとく稲支給をすみやかに行なう必要から、女子分の一把は切り捨てられた、ということになる。

このようにみるならば、浄御原令の田積法は代制、租法は百代につき三束、男女口分田の班給比率は一〇対七と想定する立場をとっても、持統紀六年三月条の「男三束、女二束」という記事は解釈が可能であり、この立場にとって必ずしも障害となるものではない、といえるのではなからうか。

以上、私は一方において先学の研究成果に学び、他方において先行の学説に若干新しい解釈を加えることによって、浄御原令の班田收授制の一端について自分なりの復原案をまとめてみた。このうち田積法を代の制、租法を百代三束の制とした点については、これまでの研究の積み重ねがあり、その可能性は十分あると考えるが、肝心の班田收授制の中核というべき部分については推定によるところが多く、ここに私見の弱点が存することは否定できない。また、この程度の論証では、浄御原令制下において班田收授制が実際に行なわれていたことを証明したことにはならないことも確かである。しかし、これも目下のところ浄御原令の班田收授制の内容を直接示す史料が存在しない以上やむを得ないことである。要するに、本稿は右のように考えれば、浄御原令制下においても班田收授制を実施することは不可能ではない、ということを示したものにすぎないのである。

註

制「『歴史学研究』三五六」

(1) 虎尾俊哉「浄御原令の班田法と大宝二年戸籍」(『史学雑誌』六三一—一〇)。後に『班田收授法の研究』に収録。

(3) たとえば、河内祥輔「班田收授制の特質」(『歴史学研究会編』『世界史の新局面と歴史像の再検討』所収)

(2) たとえば、宮原武夫「日本古代における二つの班田收授

(4) ここで「收授」ということを強調したのは、浄御原令以前

の「班田制」においては「収授」の規定はなかった、とする虎尾俊哉・石母田正両氏の有力な見解に従ったためである。

- (5) 田中卓「大宝二年西海道戸籍における『受田』」(『社会問題研究』八一―)、今宮新「上代土地制度の諸問題」(『史学』三一―一四)、田名綱宏「田制及び租法から見た大化改新詔の信憑性について」(『東京都立大学人文学報』二五)など
- (6) 岸俊男「造籍と大化改新詔」(『日本書紀研究』第一冊所収)

- (7) 南部昇「庚午年籍と西海道戸籍無姓者」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上巻所収)

- (8) 南部、前掲論文

- (9) 虎尾俊哉「三たび浄御原令の班田法について」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』上巻所収)

- (10) 吉田孝「町代制と条里制」(『山梨大学歴史学論集』一二)、宮原武夫「日本古代における二つの班田収授制」(前掲)

- (11) 岸俊男「方格地割の展開」(『日本書紀研究』第八冊所収)、水野柳太郎「面積計算法と方格地割」(『名古屋大学日本史論集』上巻所収)

- (12) 岸氏は後述のごとく二千代すなわち一〇〇歩平方を基本単位と考えておられるが、水野氏は五〇歩と一〇〇歩の長方形の千代の地割を基本単位とみておられる。

- (13) 虎尾俊哉「三たび浄御原令の班田法について」(前掲)

- (14) 高槻市教育委員会『上田部遺跡調査概報』

- (15) ここで改新詔および白雉三年紀の町段歩の田積法および租

稲に関する規定について一言しておきたい。私は、改新詔の「凡田長卅歩、広十二歩為_レ段。十段為_レ町。段租稻二束二把。町租稻廿二束、および白雉三年正月条の「凡田、長卅歩為_レ段。十段為_レ町」はそれぞれ大宝田令田長条の全文乃至一部を転載したもの、白雉三年正月条の分注「段租稻一束半、町租稻十五束」は慶雲三年格を記したものとみている。したがって、大宝令以前の田積法には町段歩制は存在しなかった、という立場である。

- (16) 田中卓「大宝二年西海道戸籍における『受田』」(前掲)

- (17) 虎尾俊哉「班田収授法の研究」六五―六六ページ

- (18) この場合、水野柳太郎氏が前掲論文において、「既耕地の地割の変更は、近代的土地私有権が存在しないときには、ほとんど労働力だけの問題になり、それもさほど大きなものではない」と指摘していることが参考となるであろう。

- (19) 虎尾俊哉「三たび浄御原令の班田法について」(前掲)

- (20) シンポジウム日本歴史4「律令国家論」一九七ページ

- (21) 宮本敦「律令制的土地制度」(『土地制度史』I所収)

- (22) 水野柳太郎・今泉重夫「電子計算機による西海道戸籍受田額の再検討」(『鈴鹿工業高等専門学校紀要』創立十周年記念号)

- (23) 水野・今泉、前掲論文

- (24) 水野・今泉、前掲論文

- (25) 南部昇「庚午年籍と西海道戸籍無姓者」(前掲)

- (26) 『和名類聚抄』によると筑前国の田は一八五〇〇余町とな

っているが、男女一人宛六〇歩を加算した場合の総計はどのくらいになるであろうか。『律書殘篇』はここでは使えないので、試みに『和名抄』によって筑前国の郷数を調べると一〇五郷であり、一郷五十戸として計五二五〇戸となる。これに沢田吾一の算出した標準郷戸の男女口数二七名を掛けると、筑前国全体の男女口数は一四一七五〇名となる。この男女口数に一人宛六〇歩を加算すればその総面積は二三六二町五段である。これは単なる目安にすぎないが、それでも相当な面積になることは推測できるであろう。

(27) 田中卓「大宝二年西海道戸籍における『受田』」(前掲)

(28) 宮原武夫「日本古代における二つの班田収授制」(前掲)

(29) 河内祥輔「大宝令班田収授制度考」(『史学雑誌』八六一—三)

(30) 虎尾俊哉「三たび浄御原令の班田法について」(前掲)

(31) 虎尾、前掲論文

(32) 角林文雄「大宝田令六年一班条の一研究」(『続日本紀研究』二〇一)

(33) 河内祥輔「大宝令班田収授制度考」(前掲)

(34) 「一歳受田」制から「五年以下不給」制への改正について、虎尾氏は田地の不足ということ、およびそれに加うるに幼時の死亡率が高く、そのため収授の手続が煩雑になっているということを想定しておられるが、おそらくそのような事情があったものと思われる。国司は「一歳受田」制にともなう後者のような障害を郡司・里長には知らせたのではなからうか。

代の制と班田収授制

(35) 石母田正「王朝時代の村落の耕地」(『社会経済史学』一一—二・三・四・五)、虎尾俊哉「天平十五年弘福寺田数帳について」(『史学雑誌』六八一—七)

(36) 竹内理三「条里制の起源」(『律令制と貴族政権』第I部所収)

(37) 弥永貞三「奈良時代の貴族と農民」一三八—一三九ページ

(38) 弥永氏は後に「半折考」(宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』古代・中世編所収)において、「半折も長地も、五代方格地を十箇よせあつめることによって、形造ることのできる形態である。長地は、それを一列に連ねただけですむという点で、半折に比べていくらか組み合せ方が単純で容易だという相違はあるが、半折を形造ることは古代人が克服できぬような困難を伴うわけにはない」と述べておられる。参考までに紹介しておきたい。

(39) 虎尾氏は、浄御原令の田積法は町段歩制であったと考えておられるから、氏の立場では、弘福寺領の田積から推定される代制の地割が施行されたのは浄御原令以前ということになる。

(40) 弥永氏は「半折考」(前掲)において、「長地の発生にはたしかに農業技術にまつわる問題があると思う」と述べ、一方、半折形の成立には「法制の整備に対する立法者の意図が最も重要なモメントであったと推定」しておられる。ただし、氏は半折型法規の成立は大化改新までさかのぼらせることが可能である、とされているが、私はその成立を大宝令と考えたい。

(41) 弥永貞三「奈良時代の貴族と農民」(前掲)一三八—一三

- (42) 岸俊男「方格地割の展開」(前掲)
- (43) 浜松市遺跡調査会『伊場遺跡出土文字集成(概報)』一一
- (44) この面積計算については、水野柳太郎「面積計算法と方格地割」(前掲)に負うところが大きい。
- (45) 虎尾俊哉『班田収授法の研究』(前掲) 一三〇ページ
- (46) 亀田隆之「日本古代に於ける田租田積の研究」(『古代学』四一二)

付記

本稿は昭和五十三年度に慶応義塾学事振興資金を受けた「浄御原令の班田収授制について」の研究の報告として起草したものである。